

令和8年度果樹・園芸施設に係る補助事業の要望調査

令和8年度に下記の補助事業の実施を予定しておりますので、活用を希望される方は要望書を提出頂きますようご案内申し上げます。

※要望書の提出が事業採択を約束するものではありません。また、細部要件に不明点があるため、活用希望に応えられない場合があります。

No	対象事業	補助率	対象品目
1	パイプハウス・雨よけ施設等の改良更新	1/3	園芸品目(果樹・野菜・花き)
2	省エネ・省力機材の改良更新		

1. パイプハウス・雨よけ施設等の改良更新 [県補助]

- 事業概要：パイプハウス等の改良更新(強度・耐久性・換気性・作業安全性の向上等)
- 補助対象経費：資材費(雨よけ被覆資材を除く)、施工費(解体・撤去費等除く)
- 成果目標：販売額又は所得額の増
- 留意事項：事業後に販売目的の園芸作物を作付けすること
既存施設が耐用年数(10年)を超えていること
被覆資材はカタログ上の耐用年数5年以上(農業用PO 0.15mm相当)
降雪前に設置すること
園芸施設共済等に加入すること

2. 省エネ・省力機材の改良更新 [県補助]

- 事業概要：省エネ・省力機材の改良更新(汎用性の高いものは不可)
例)ヒートポンプ、環境制御装置、乗用草刈機、加温ハウスの被覆資材等
- 補助対象経費：設備・機械購入費、施工費(既存設備等の解体・撤去・送料等除く)
- 成果目標：販売額又は所得額の増
- 留意事項：事業後に販売目的の園芸作物を作付けすること
既存機が耐用年数(大部分は7年)を超えていること
令和9年1月末までに納品(設置)すること
共済(盗難補償及び天災を含む保険)に加入すること(火災のみは不可)

提出期限：令和8年4月6日(月)【厳守】

提出書類：要望書(準備が間にあえば見積書)

**提出先：JA鶴岡生産振興課または最寄りの各支所・事業所、
JA庄内たがわ園芸特産課または最寄りの各支所
市役所農政課、各地域庁舎産業建設課**

【補助事業問合せ先】

鶴岡市農政課 35-1296、35-1297
藤島庁舎産業建設課 64-5809
羽黒庁舎産業建設課 26-8777

櫛引庁舎産業建設課 57-2114
朝日庁舎産業建設課 53-2117
温海庁舎産業建設課 43-4616

令和8年度 果樹・園芸施設補助事業要望書

【申請者情報】

住所	〒 - 鶴岡市
氏名	
連絡先	

【要望内容】

1 パイプハウス・雨よけ施設等の改良更新

区分	棟数	概算経費(税込)
ハウス/雨よけ施設	棟	円

2 省エネ・省力機材の改良更新

機械等名称	数量	概算経費(税込)
		円

施設・機械等の発注は事業採択後、使用は市の検査完了後の秋口以降になります。
要望調査を提出した方へ、追って詳細情報や申請手続きについてご案内いたします。
申請手続きには見積書(施工図)が必要となりますので、見積書等の作成準備を進めてい
ただようお願いいたします。